

# 衆議院文部科学委員会ニュース

平成 20.4.16 第 169 回国会第 7 号

4 月 16 日、第 7 回の委員会が開かれました。

## 1 理事の補欠選任

- ・理事の補欠選任を行いました。

理事 小 淵 優 子君(自民)(理事江崎鐵磨君今 16 日委員辞任につきその補欠)

理事 西 博 義君(公明)(理事富田茂之君今 16 日委員辞任につきその補欠)

## 2 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第 43 号)

- ・渡海文部科学大臣、松浪文部科学副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

(賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民)

- ・鈴木淳司君外 4 名(自民、民主、公明、共産、社民)から提出された附帯決議案について、牧義夫君(民主)から趣旨説明を聴取しました。

- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。

(賛成 - 自民、民主、公明、共産、社民)

(質疑者及び主な質疑内容)

### 平 野 博 文君(民主)

- ・国の施策における原子力行政の位置付けについて、大臣の見解を伺いたい。
- ・複数の省庁・部局が、放射性廃棄物の処理等について複雑に絡み合いながら所管していることから、司令塔となる部署を設け、国全体として取り組む必要があると考えているが、大臣の見解を伺いたい。
- ・(独)日本原子力研究開発機構の本来の使命は何か。また、今回の法改正で放射性廃棄物の処分が本来業務に位置付けられることとなるが、人的・予算的な意味で、その業務を行う余力はあるのか、同機構理事長の見解を伺いたい。
- ・原子力に関する研究が主たる業務である同機構に、放射性廃棄物の処分を担わせるのではなく、放射性廃棄物処分についての国の責任を明確化する意味でも、放射性廃棄物の処分を主たる業務とする国の機関を創設すべきであると考えているが、大臣の見解を伺いたい。
- ・平成 13 年の委員会再編により、文教委員会と科学技術委員会が統合され文部科学委員会となり、その後、科学技術について議論する機会が減った。科学技術の在り方について集中的に議論する場を国会に設ける必要があると考えているが、委員長及び大臣の見解を伺いたい。

### 牧 義 夫君(民主)

- ・低レベル放射性廃棄物の定義について確認したい。
- ・処分されることなく保管されている放射性廃棄物は、どのようなレベルのもので、どのような性状で保管され、どの事業者から発生したものなのか。
- ・(独)日本原子力研究開発機構への放射性廃棄物の処分業務の追加に伴い、今後どの程度の人員及び予算の増加が必要となると見込まれるのか。
- ・放射性廃棄物の処分場の受け入れ自治体への支援策について、大臣の見解を伺いたい。

### 石 井 郁 子君(共産)

- ・(独)日本原子力研究開発機構が放射性廃棄物の埋設処分を行うこととされているが、なぜ、同機構が自らの業務に伴って発生した放射性廃棄物のみならず、機構以外の者から委託を受けた放射性廃棄物の処分をも行うこととなったのか。また、埋設処分事業の重要性にかんがみ、当該事業を「国の責任」として実施することを明確にすべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・(独)日本原子力研究開発機構の実施する事業として、これまでの研究開発業務等に放射性廃棄物の処分が新たに加わることとなる。一方、同機構に係る人員及び予算は、近年、減少を続けているため、同機構の本来の業務である研究開発等に支障が出ないように、放射性廃棄物の処分に係る人員及び予算については、新たに交付金を措置

するなどして確保すべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

- ・放射性廃棄物の埋設処分場の選定に関しては、自治体の反対もあり難航が予想されることもあり、自治体との交渉を国が責任を持って実施すべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

## 日 森 文 尋君（社民）

- ・動燃時代にも放射性廃棄物に関する事故・トラブル等があったことにかんがみ、埋設処分に関して事故等が起こった場合には、国と（独）日本原子力研究開発機構の責任分担はどうなるのか。
- ・科学技術・学術審議会の「RI・研究所等廃棄物（浅地中処分相当）処分の実現に向けた取り組みについて」（平成 18 年 9 月 12 日）においては、安全確保に必要な基準の整備など安全規制上の課題が解決されていることが必要であると提言しているが、文部科学省ではどのように取り組んできたのか。
- ・（独）日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物と、現在、日本原燃株式会社が処分している放射性廃棄物はどのように区別されるのか。また、改正案第 28 条第 4 項口により、同機構が、その発生した放射性廃棄物の処分を行うこととなる「原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるもの」の具体例として、文部科学省はどのような施設を想定しているのか。